

神奈川県私立幼稚園教育研究県央地区大会開催経費補助金交付要綱

(名称)

第1条 補助金の名称は、神奈川県私立幼稚園教育研究県央地区大会開催経費補助金（以下「補助金」という。）とする。

(目的)

第2条 補助金は、神奈川県私立幼稚園教育研究県央地区大会（以下「県央地区大会」という。）に参加する幼稚園教諭が研鑽し資質の向上を図ることによって幼児教育が促進されることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、県央地区大会を主催する「相和私立幼稚園協会」とする。

(補助対象等)

第4条 補助対象は、県央地区大会の開催経費のうち印刷製本費、全体会講師謝礼及び分科会講師謝礼・助言者謝礼とし、補助額は事業費の3分の1以内とし予算の範囲で定めるものとする。

(綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則との関係)

第5条 補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請書の提出は、市長が別に通知する日までとする。

(決定通知)

第7条 規則第7条の規定による通知は、神奈川県私立幼稚園教育研究県央地区大会開催経費補助金決定通知書（別記様式）によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期限は、当該補助事業完了の日から30日を経過した日までとする。

(検証)

第9条 市長は、提出された補助事業等実績報告書を基に、補助目的の効果及び補助金の使途について検証するものとする。

(その他)

第10条 市長は、この要綱に基づく補助金の交付を行なったときは、当該事業活動について、原則としてその他市費の支出は行なわないものとする。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

神奈川県私立幼稚園教育研究県央地区大会開催経費補助金交付決定通知書

年 月 日

住所又は所在地

相和幼稚園協会

会長

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました神奈川県私立幼稚園教育研究県央地区大会開催経費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しました。

- 1 補助金額 円
- 2 補助条件